

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう総合的な支援を行っています。

職員はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。

私たち専門職が連携して、さまざまな相談に対応します



**主任
ケアマネジャー**
サービス事業者や
ケアマネジャーの
支援など



**チーム
アプローチ**

保健師
(または経験のある看護師)
健康や療養に関する
相談



社会福祉士
総合相談支援と権利擁護
など

地域包括支援センターが行う主な事業

■ 地域の高齢者への総合的な支援(包括的支援事業)

介護予防 ケアマネジメント

自立した生活ができるよう
介護予防を進めます



要支援者等が総合事業の
サービスを適切に利用できるよ
うケアプランを作成します。

総合相談支援

介護に関する悩みなど
さまざまな相談に
応じます



介護が必要な高齢者やその家
族のために、介護に関する相談
のほか、福祉や医療など、さまざま
な相談を受け付けています。

権利擁護

高齢者のみなさんの
権利を守ります



消費者被害などへの対応、成
年後見制度の利用支援や、高齢
者の虐待防止や早期発見・早期
対応などに取り組みます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

暮らしやすい地域づくりに
取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らす
ことができるよう、介護サービス事業者や医療・
行政機関のネットワークづくりを進めています。

また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネ
ジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提
供に努めます。



地域のみなさん的心配事、お引き受けします。

こんなことありませんか？



近所のひとり暮らしの高齢者が心配

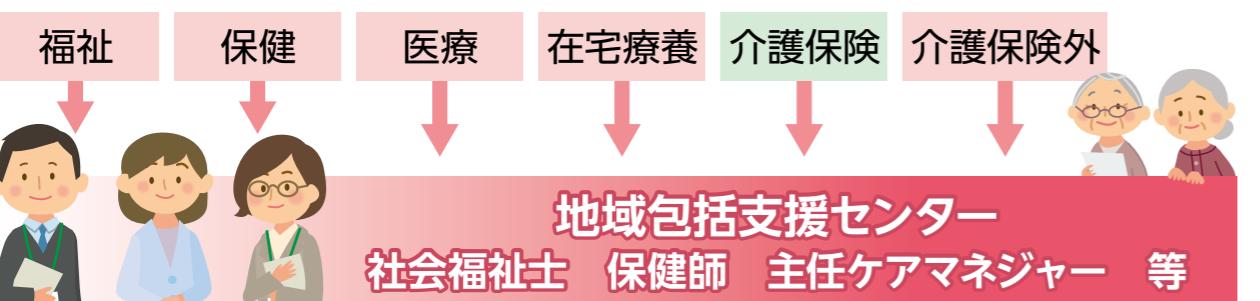
近所に住むひとり暮らしの高齢者が、最近閉じこもりがちで心配です。頼れる身内がいないようなのですが、あまり口出しもできず、どこに相談してよいかも分からぬで困っています。



どこに相談してよいか分からぬ心配ごとや悩みなどは、まず地域包括支援センターにご相談ください。この場合は、相談員がひとり暮らしの高齢者の家庭を訪問し、解決策を探ります。

地域包括支援センターでは、介護に関する相談や、心配ごと、悩みだけでなく、健康や福祉、医療や生活に関することなど、高齢者に関する様々な相談に対応しています。また、本人からだけでなく、その家族、近隣に暮らす方からの相談も受け付けています。相談を受けた地域包括支援センターは、適切な機関などにつなぎ、つないだ後も支援ていきます。

こんな悩み、ご相談ください



そのほかにも

- サービス事業者に不満があるが、直接言いづらい。
- 近所に住むひとり暮らしの高齢者の物忘れが進んできたよう心配だ。
- 引っ越ししてきたばかりで友人がいないので、地域の高齢者と交流できるサークルなどを教えてほしい。
- 「退院していいよ」と医者から言われたけど、ひとり暮らしで不安だ。
- 往診や訪問診療をしてくれる先生は、どうやって探せばいいか。
- 地域で助け合いやサロン活動をしたい。

など、どんな悩みでも、まずはご相談ください。高齢者や住民が住みやすい地域のために、必要な情報やサービス、関係機関を紹介したり、支援します。

いつまでも自分らしく生きるために権利と尊厳を守ります。

こんなことありませんか？



財産管理に自信がなくなったときは？

最近物覚えに自信がなくなってきた。ひとり暮らしなので財産管理が心配です。



認知症などにより判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行うときに不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぐため、本人の代わりとなる方(成年後見人)を選任する制度があります。

また、将来にそなえて、あらかじめ後見人を決めておくこともできます。

成年後見制度とは

認知症などにより、適切な判断が難しくなった方が、そのことによって不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりしないように、支援する人(成年後見人等)を選んで、その方を法的に支援する制度です。



任意後見制度

今はまだ判断能力に心配はないが、将来に備えたい方は、あらかじめ支援する人(任意後見人)を決めておくことができます。本人が任意後見人と契約をして、定めた内容について、保護や支援が行われます。



法定後見制度

適切な判断が難しい方が利用します。その方の判断能力に応じて、成年後見人、保佐人、補助人などが選ばれます。また、支援の権限や内容の範囲も、その方の判断能力によって決まります。

何について支援が受けられるの？



財産管理

本人の預貯金や不動産など財産の管理や契約などについて



身上監護

生活の維持・向上のための医療契約・介護サービス利用契約・申請などの法律行為について

どんな人が成年後見人になるの？

家庭裁判所が、利用者にとって適切だと判断した人が選ばれます。

- 配偶者・家族
- 知人
- 医療、福祉、法律の専門家
- 医療、福祉、法律を専門とする法人など

ご本人の状況や希望により利用する制度が変わるので、地域包括支援センターや権利擁護センターふちゅう(電話042-360-3900)へご相談ください。

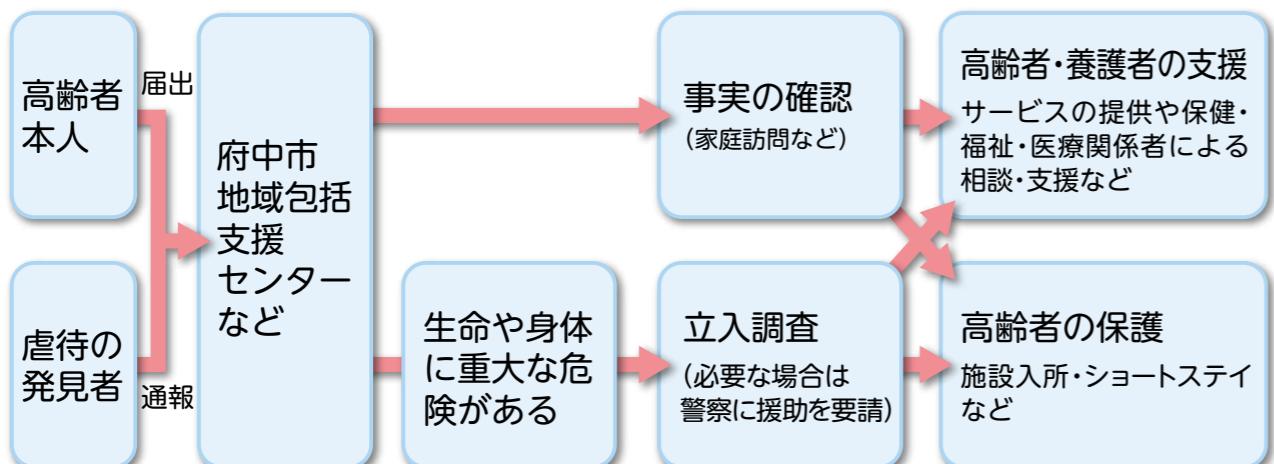
虐待にあっている方がいる

近所に住む高齢者が虐待されているよう心配です。



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)では、虐待に気づいた方は、通報する義務(または、努力義務)があることが定められています。早期に発見し、第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見したり、虐待があると思われたときは、地域包括支援センターまたは市の高齢者支援課に連絡してください。通報者の情報は守られ、お名前などを勝手に伝えることはありません。

通報を受けた場合には、他の機関と連携して高齢者を守ります。



虐待をしてしまう

認知症の父親を介護していますが、言うことを聞かないで、いけないと分かっていても無視をしてしまったり、強い口調でしかってしまいます。



介護者(養護者)が介護により心身共に疲労し、追い詰められていることも虐待の原因のひとつにあげられています。高齢者虐待防止法では、虐待をしている介護者も支援の対象としています。地域包括支援センターでは、介護の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報を提供します。まずはご相談ください。

高齢者虐待防止のために知っておきたいこと

高齢者虐待を防ぐポイントは、早期発見と介護負担の軽減です。

近所の見守り、日常的な声かけなど、地域ぐるみの対応や社会サービスを活用することが解決の糸口となります。

こんな行為は「高齢者虐待」です

暴力をふるう(身体的虐待)

- 殴る、ける、つねる、たたくなどをする
- ベッドに縛りつけるなどの身体拘束

侮辱や脅迫、無視する(心理的虐待)

- 悪口を言う、罵倒する、恥をかかせるなどの言葉
- 意図的に無視をする

放っておく(介護・世話の放棄、放任)

- 食事を与えない、入浴をさせないなど
- 適切な介護や支援の制限

現金を渡さない(経済的な虐待)

- 年金や預貯金などを勝手に使う
- 日常生活に必要な現金を渡さない・使わせない



気づかぬうちに

虐待になっているかも…?

虐待している人の半数以上、虐待されている約3割の人に自覚がないという調査結果が出ています。

相手のことを思いやっているつもりが、虐待につながっていることもありますので、高齢者への対応の仕方をもう一度見直してみましょう。

こんなことも虐待です

- 認知症で家から出てしまうので、部屋から出さない
- 認知症で何度も同じことを聞かれるので、つい怒鳴ってしまう
- 転ぶと危険なので、ベルトなどで固定し続ける
- 失禁しないようにと水分をあまり与えない
- 失禁したことに罰を与えたり、ののしったりする



高齢者虐待に気づいたら

虐待を発見したとき、虐待の疑いがあるときは、地域包括支援センターや市の高齢者支援課に連絡しましょう。早期に発見して、第三者が介入することで、深刻な事態になることを防ぐことができます。

虐待を受けている高齢者自身も連絡できます。家族に遠慮したり、恥ずかしがったりせずに連絡することが大切です。

通報者は不利益を受けないように法律で定められています。



暮らしやすい地域のために

ケアマネジャーってどんな人？

ケアマネジャーって、どんな仕事をしているのですか？



介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成やサービス事業者、医療機関などとの連絡調整などを行います。地域包括支援センターには一定の研修を修了した主任ケアマネジャーがおり、高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政、その他の関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めます。



介護や健康のこと

介護予防ケアプランを作りたい

要介護認定で、要支援と認定されました。地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成するようなのですが、どうすればよいですか？



地域包括支援センターでは、ケアマネジャーなどが介護予防ケアプランを作成します。まずはご連絡ください。介護が必要な状態にならないことを目標に、サービスを検討します。介護予防ケアプランは、利用者の意思や意欲を尊重して作成します。

※介護予防ケアプランは要支援1・2と認定された方が対象となります。詳しくは38・39ページをご覧ください。

要介護認定の申請を頼みたい

要介護認定を申請したいのですが、体調がよくないので自分では行けません。家族もいないので、誰にも頼めないのでですが、地域包括支援センターにお願いできるのでしょうか？



地域包括支援センターでは、本人または家族が要介護認定の申請に行くことができない場合などには、手続きを代行します。また、地域包括支援センターのほか、省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。